

令和7年度甲種防火管理新規講習 案内

十和田地域広域事務組合消防本部

この講習は、消防法施行令第3条第1項第1号イの規定に基づく甲種防火対象物（乙種防火対象物を含む）の防火管理者の資格を取得するためのものです。

- 1 日 時 令和7年12月2日(火)・3日(水)の2日間
(受付は両日ともに午前9時15分から9時45分まで)

講習時間	1日目 午前10時～午後4時 (講習科目一部免除の方は午後1時～午後4時)	2日目 午前10時～午後4時10分
講習科目	防火管理の意義及び制度	施設及び設備の維持管理
	火気取扱いの基本知識及び出火防止対策	自衛消防
	施設及び設備の維持管理	防火管理の進め方及び消防計画

- 2 場 所 十和田消防庁舎2階 第2会議室（十和田市西二番町7番10号）

- 3 受 講 料 無 料 ※ ただし、テキスト代等として4,100円が必要となります。釣銭がないようお願いします。
(テキストは東京法令出版株式会社が販売します。講習科目一部免除の方も同じテキストになります。)

- 4 受 講 定 員 40名

5 受 講 申 込

- (1) 申込方法 「甲種防火管理新規講習受講申込書」に必要事項を記載のうえ、テキスト代等4,100円を添えて申し込みをしてください。
(2) 申込先 十和田地域広域事務組合消防本部 予防課（十和田消防庁舎2階）
(3) 受付期間

受 付 期 間	受 付 対 象
11月4日(火)～11月7日(金)	・十和田市又は六戸町の事業所に勤務している方 ・十和田市又は六戸町に居住している方
11月10日(月)～11月11日(火)	・全ての方（定員に満たない場合に限る。）

- (4) 受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

6 講習科目の一部免除

- (1) 対象科目と対象者

次の方は、講習科目の「防火管理の意義及び制度」が免除されています。

ア 消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている方

イ 自衛消防業務講習の課程を修了している方

- (2) 講習科目の一部免除の方法

「甲種防火管理新規講習受講申込書」の講習科目免除欄の必要事項にチェックを記入し、該当となる講習修了証又は点検資格者免状の写しを添付して受講の申し込みをしてください。

- (3) 講習科目の一部免除となる方の受付時間

講習1日目の受付時間は12時30分から12時50分までとなります。

7 講習会受講に関するお願い

- (1) 講習当日の体調をご確認のうえ、自宅で体温測定をし、発熱又は咳等の症状がみられる場合には、受講の自粛をお願いいたします。
なお、欠席の場合は、消防本部予防課までご連絡ください。
- (2) 講習会場及び自宅等での手洗い、手指消毒の徹底をお願いいたします。

8 注 意 事 項

- (1) 受講申込後は、テキスト代等の払い戻しはいたしません。
- (2) 講習場所に駐車場はありません。
(他の事業所の駐車場への駐車はご迷惑になりますので、講習の途中で車の移動をお願いしています。最寄りの有料駐車場をご利用ください。)
- (3) 昼食は各自で準備してください。

